



# 福祉だより

室蘭社協ホームページ <http://www.muroranshakyo.jp>

## No.137

平成24年2月発行

編集・発行

社会福祉法人  
室蘭市社会福祉協議会

室蘭市本町2丁目2番11号

TEL 22-1858

FAX 22-1860

【メールアドレス】

info@muroranshakyo.jp



## 平成24年の 基本方針!

- チーム・ザ・社協の行動力で互助社会の構築を目指す
- 福祉団体・ボランティア団体との連携で福祉の問題解決を目指す
- 市民力を福祉に活かすコーディネートの実行

### 今回の福祉だよりは、むろらん社協の福祉サービスをお知らせします。

むろらん社協は、市や国・道の福祉施策では対応が困難な室蘭市民を対象に、いくらかでも手助けをとの思いで福祉サービスを実施している民間団体です。その資金や物資は、寄付金や町内会・自治会を通じ1世帯年間100円の納付を依頼している社協会費と、赤い羽根共同募金からの助成金、それに市からの事業補助・委託金、オムツや清拭布などの市民からの物品寄付、民生委員や福祉委員・ボランティア団体などによるマンパワー奉仕など、すべて市民の支えあいで成立っています。なお、寄せられた貴重な会費・募金を職員給与費で消費しないよう、室蘭市から人件費のサポートも受けています。

むろらん社協は、“ふれあうところのかけ橋”をモットーに地域支えあいを進めています。

「福祉だより」は、市民からの「社協会費」と「赤い羽根共同募金」の配分金とで発行しています。

## お困りごとが起きたら

### 1 心配ごと相談

暮らしの中の心配ごと、悩みごとがありましたらご相談ください。  
平日8:45~17:15

なお、週2日（月・金）午前10~午後3時は専門相談員がご相談をお聞きします  
※市役所も各種相談窓口を設置しています。（下記は主な相談窓口）

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| ①高齢関係：「地域包括支援センター」        | 【市が委託】 市内4箇所   |
| ②身体・知的障がい関係：「相談支援室げんせん」   | 【市が委託】 24-7070 |
| ③精神障がい関係：「西いぶり地域生活支援センター」 | 【市が委託】 86-0707 |
| ④消費生活関係：「消費生活センター」        | 【本庁1F】 25-3100 |
| ⑤その他全般：「市民相談室」            | 【本庁1F】 25-2703 |



### 2 資金貸付

#### ○生活福祉資金貸付の申請窓口(北海道社会福祉協議会の事業)

就労活動中の家計支援を目的に、教育、住宅、緊急小口など、用途ごとに貸付要件や上限額、手続きが異なります。詳細は問合せください。

北海道社会福祉協議会への申請のお手伝いをしますが、書類完備申請後、審査、判定などで貸付まで2~3ヶ月（緊急小口は1週間）程度要します。

#### ○福祉資金貸付

一時的困窮で返済が確実な場合の小口貸付です。詳細は問合せください。

貸付上限3万円（内容により最大5万円）、無利子、一括又は最長10ヶ月間の返済ができます。

※借受人並びに連帯保証人の市税の滞納無し証明、印鑑証明、所得に関する書類などが完備申請後、3日程度で貸付をします。

## 在宅のねたきり・障がい者を支援

### 3 貸出・支給（無料）

#### ☆車椅子貸出

対象：長期・短期を問わず移動困難なため車椅子を必要とする市民

貸出期間4ヶ月（継続更新可能）※歩行補助器等はありません 申請：認印 その場で貸与



#### ☆紙おむつ等の支給…平おむつ・尿とりパッド

対象：要介護4以上の在宅者（市の家庭介護用品支給対象者は除く）

月30枚程度 申請：介護保険証・認印 その場で配布



#### ☆清拭布支給

対象：在宅生活・施設入所等で清拭布の必要な方

月200~300枚程度 申請：認印 その場で配布

※お願い 上記☆印の3サービス実施のため、家庭・施設等で不要となった対象品や材料など、ぜひご寄贈ください。

### 4 日常生活支援(市からの補助事業)

#### ○布団の乾燥・洗濯のサービス（無料）

ねたきりで以下に該当の方の寝具を乾燥・洗濯します。

対象：①要介護4以上の高齢者 ②体幹・下肢障害2級以上

乾燥：2ヶ月に1回、洗濯：半年に1回

申請：介護保険証または障害手帳、認印

## ○自動消火器・火災警報器設置（無料）

※器具取替・移設・撤去、電池交換は利用者負担

対象：以下に該当の方が在宅する世帯

- ①要介護4以上のねたきり高齢者 ②体幹・下肢・視覚障害1級（聴覚障害2級）の手帳交付者・児  
③要介護1以上で火災発生時の避難が著しく困難なひとり暮らし高齢者

申請：介護保険証または障害手帳、認印

## ○聴覚障害者等ファックス購入の一部助成…要事前申請

対象：以下に該当の方が在宅する世帯

- ①聴覚障害 ②音声・言語機能障害 いずれも4級以上の手帳交付者・児

助成額：消費税・工事費を除く機器本体価格の3分の2(4万円限度)

申請：障害手帳、認印 ※購入後の申請は助成不可



## ひとり暮らし高齢者等への支援

## 5 見守り・声かけ

## ○訪問サービス（無料）

乳酸菌飲料を毎日宅配し、異変をキャッチしたら、近隣協力員や民生委員に連絡し対処します。

対象：おおむね65歳以上のひとり暮らし、またはねたきり高齢者で、民生委員が必要と判断した世帯（親族や近隣住民との交流により安否確認可能な方を除く）

## ○オジャマコール

閉じこもりがちな高齢者に定期的に電話をかけ、安否確認のほか、各種相談・必要な機関への橋渡しなどを行います。民生委員の中のボランティアが毎週火～木の午後2時間奉仕

対象：ひとり暮らしで閉じこもりがちや虚弱な高齢者などで、民生委員が必要と判断した世帯

## ○たすけあいチーム（「愛の一声運動」を含む）

要支援者ごとに、地域の民生委員・福祉委員・近隣協力者でチームを編成し、声かけなど安否確認や相談・支援を行います。

対象：訪問サービス、緊急通報システム（市の事業）の利用者のほか、民生委員が必要と判断した方、本人や家族・関係機関等から要請があった方

## ○ふれあい昼食会（地区社協事業への支援）

年1回昼食会にひとり暮らしの高齢者を招待し、唄・ゲームなど楽しいひと時を過ごしていただきます。市内12の地区社協ごとに企画・実施しています。

対象：70歳以上のひとり暮らし高齢者（または配偶者の長期入院などで実質的に同様状態の方）

※対象者への案内は、民生委員による日常の調査活動で得られた情報を活用しますが、調査時不在、長期入院、調査拒否などの理由でまれに把握できない場合があります。心当たりの方は、事前に地区の民生委員にお問い合わせください。

## 健やか生活への支援

## 6 元気高齢者への支援

## ○ふれあい市民農園区画貸付（市からの受託事業）

高齢者が野菜や花づくりを通じた健康づくりや生きがい作りを支援します。

募集：毎年2月（要領などは広報むろらん2月号掲載） 応募者多数の場合は抽選

対象：市民（65歳以上の高齢者が優先になります）

貸付期間：1年間（65歳以上に限り2回更新可）

年間料金：100㎡=2,500円、50㎡=1,250円



## ○高齢者向け講座（地区社協事業への支援）

年1回程度、健康・防犯など高齢者の安心生活にお役立ちの講座などを、市内12の地区社協ごとに企画・実施しています。

対象：年齢や参加予約の有無など、地区により異なります。

**7 サロン事業の開設を支援**

## ○高齢者サロン

閉じこもり防止、生きがい作りや健康増進を目的とした“高齢者の交流の場”の開設経費を支援しています。（現在、市内3箇所で開催）

- 港町会館（毎月第2・第4火曜日 第2地区民児協運営） ●陣屋町会館（不定期 第12地区社協運営）
- 日の出2丁目中央町会館（毎月第4金曜日 第7地区民児協運営）

## ○子育てサロン

子育て不安解消、リフレッシュなどを目的とした“親子の交流の場”の開設経費を支援しています。（現在、市内3箇所で開催）

- 常盤町会館（毎月第1・第2月曜日 第2地区民児協運営） ●寿町会館（毎月第2・第4火曜日 第7地区民児協運営）
- 八丁平第一町会館（毎月第2火曜日 第8地区社協運営）

※サロン事業の開設時間はいずれも原則10時～12時、参加等のお問合せは、各運営者へ。

**被災などへの支援****8 見舞金の贈呈等**

## ○火災見舞金

火災被害の世帯のうち、市の見舞金支給の該当にならなかった世帯に2万円を贈呈します。

## ○災害見舞金（北海道共同募金会の事業）

自然災害や火災等の被害に遭われた世帯に、被害の程度に応じ1～2万円を贈呈します。

## ○災害緊急セット支給（日本赤十字社の事業）

自然災害や火災被害に遭われた世帯で、必要な方に毛布と生活緊急セットを配付します。

※いずれも防災機関の調査を基に現場調査を行ない、判断します。（本人の故意・重大過失、災害救助法適用時は除外）

**ボランティアによる地域づくり****9 ボランティアの育成・支援**

## ○ボランティアセンター設置

ボランティア活動をしたい、ボランティアが欲しいなどの相談、活動の普及・支援・調整をします。また、各種ボランティア団体の活動拠点にもなっています。お気軽に相談ください。

専任コーディネーター相談日 毎週月・水・金曜日 10時～15時

## ○ボランティア活動費補助（市からの補助事業）

ボランティアの育成・促進を目的に、団体活動費の不足の一部を支援します。

対象：ボランティアセンターへの登録団体で、「室蘭市ボランティア連絡会」に加入し、活動している団体  
補助額：団体運営の不足額を上限に、社協予算の範囲の一定額

## ○ボランティア活動・行事用保険の受付事務（全国社会福祉協議会の事業）

地域福祉行事でのケガや主催者の賠償責任補償保険と、ボランティア活動中の事故・ケガや賠償責任補償保険の2種類があり、むろらん社協で受付ます。

掛金・保険金等の詳細パンフレットがありますのでお問い合わせください。

※社協が行う事業には社協が掛金を負担していますので、参加者がケガの場合など保険の対象になります。該当の場合は速やかにご連絡ください。

相談

